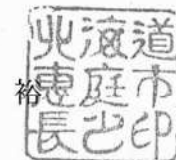


恵庭市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 3 0 号

恵庭市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市企業立地促進条例施行規則（平成 1 5 年規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条（略） （新たに雇用した者） 第 2 条 条例第 3 条第 1 項 _____ に規定する常時雇用される者で規則で定める新たに雇用した者とは、条例第 2 条第 1 号に規定する工場等(以下「工場等」という。)の新設又は増設による操業又は事業開始後、原則として 3 月以内に雇用された市内居住者で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。 （1）～（5）（略）	第 1 条（略） （新たに雇用した者） 第 2 条 条例第 4 条第 1 項第 2 号に規定する常時雇用される者で規則で定める新たに雇用した者とは、条例第 2 条第 1 号に規定する工場等(以下「工場等」という。)の新設又は増設による操業又は事業開始後、原則として 3 月以内に雇用された市内居住者で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。 （1）～（5）（略）
第 3 条～第 6 条（略） （補助金の交付の申請） 第 7 条 条例第 4 条第 2 項に規定する補助金の交付の申請は、次に定めるところによる。 （1）（略） （2） 条例第 4 条第 1 項第 2 号に規定する補助金の交付を受けようとする者は、当該工場等の操業の日以後 <u>1 年を経過した日から 30 日以内</u> _____ に補助金交付	第 3 条～第 6 条（略） （補助金の交付の申請） 第 7 条 条例第 4 条第 2 項に規定する補助金の交付の申請は、次に定めるところによる。 （1）（略） （2） 条例第 4 条第 1 項第 2 号に規定する補助金の交付を受けようとする者は、当該工場等の操業の日以後 <u>1 年と 3 月を経過した日が属する月の翌月 1 日から末日までの間に</u> 補助金交付

現行	改正案
申請書(第7号様式)により市長に提出しなければならない。	申請書(第7号様式)により市長に提出しなければならない。
第8条～第12条 (略)	第8条～第12条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。